

静岡県過疎地域における県税の特例に関する条例施行規則をここに公布する。

平成29年 8 月 8 日

静岡県知事 川 勝 平 太

**静岡県規則第38号**

静岡県過疎地域における県税の特例に関する条例施行規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、静岡県過疎地域における県税の特例に関する条例（平成29年静岡県条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出の方法)

**第 2 条** 条例第 5 条の規定による届出は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める期限（以下「届出期限」という。）までに、同表の右欄に定める届出書を静岡県税賦課徴収規則（昭和47年静岡県規則第15号）第 2 条第 1 項又は第 5 項の規定により知事の権限の委任を受けた財務事務所の長に提出することにより行うものとする。

法人の事業税	課税免除の届出に係る事業税の申告期限	様式第 1 号による法人の事業税の課税免除届出書
個人の事業税	課税免除の届出に係る事業税の申告期限	様式第 2 号による個人の事業税の課税免除届出書
不動産取得税	条例第 3 条の当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度又は年に係る事業税の申告期限	様式第 3 号による不動産取得税の課税免除届出書
固定資産税	課税免除の届出に係る固定資産の申告期限	様式第 4 号による固定資産税の課税免除届出書

(補則)

**第 3 条** この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成29年 4 月 1 日から適用する。
- 2 届出期限が平成29年 4 月 1 日から同年 8 月 8 日までに到来するものについては、第 2 条の規定にかかわらず、当該届出期限は同年10月10日とする。

様式第1号（第2条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

法人の事業税の課税免除届出書		
年 月 日  財務事務所長 様	所在地	
	名称	
	法人番号	
	代表者氏名	(印)
	この届出に応答する係及び氏名	電話番号( ) -
静岡県過疎地域における県税の特例に関する条例第5条の規定により、次のとおり届け出ます。		
課税免除を受ける事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	
新設し、又は増設した設備に係る事業の種類、事務所又は事業所の名称及び所在地	事業の種類	
	事務所又は事業所の名称	
	所在地	
当該設備を事業の用に供した日	年 月 日	
当該設備を構成する減価償却資産（法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額	種類	取得価額
	建物及びその附属設備	円
	構築物	円
	機械及び装置	円
	車両及び運搬具	円
	工具、器具及び備品	円
	船舶・航空機	円
	合計	円
主たる事業が電気供給業（小売電気事業を除く。）、ガス供給業又は倉庫業の場合	新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額（付表⑨）	円
	本県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（付表⑩）	円
主たる事業が上記以外の場合	新設し、又は増設した設備に係る従業者の数（付表⑥）	人
	本県内に有する事務所又は事業所の従業者の数（付表⑦）	人

区 分		本県分の課税 標準額 A	比率(附表⑧ 又は⑩) B	設備に係る 課税標準額 (A×B) C	課税免除前 の税率 D	税 額 (C×D)
所 得 金 額	年 万円以 下の金額 ア	円		円	$\frac{100}{100}$	円
	年 万円を超え 年 万円以下の 金額 イ				$\frac{100}{100}$	
	年 万円を 超える金額 ウ				$\frac{100}{100}$	
	計 (ア+イ+ウ)					エ
	軽減税率不適 用法人の金額				$\frac{100}{100}$	オ
既に軽減の確定した当期分の税額 カ						円
免除を受ける税額 ( (エ又はオ) -カ)						円

(注) この届出書は、課税免除を受ける事業年度ごとに提出してください。

様式第1号付表（用紙 日本工業規格A4縦型）

1 従業者の数の明細（電気供給業（小売電気事業を除く。）、ガス供給業又は倉庫業以外の場合）

新增設設備の 名称	事業年度 項目	年 月 日から 年 月 日まで														計 分割基準適用 後の事業年度 末日の数値
		月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	
	新設し、又は増設 した設備に直接従事 する従業者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	①
	新設し、又は増設 した設備に係る 事務職員等の数															②
	新設し、又は増設 した設備に直接従事 する従業者の数															③
	新設し、又は増設 した設備に係る 事務職員等の数															④
	本県内に有する事務所等に 従事する従業者で上記以外 のもの数															⑤
新設し、又は増設した設備に係る従業者の数		①+③														⑥ 人
本県内に有する事務所等に 従事する従業者の数		①+②+③+④+⑤														⑦ 人
比 率		$\frac{⑥}{⑦}$														⑧

2 固定資産の価額の明細（電気供給業（小売電気事業を除く。）、ガス供給業又は倉庫業の場合）

項目	事業年度 年 月 日から 年 月 日まで														
	新設し、又は増設した設備に係る固定資産 の価額														
本県内に有する事務所等の固定資産の価額															⑩ 円
比 率	$\frac{⑨}{⑩}$														⑪

様式第2号（その1）（第2条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

個人の事業税の課税免除届出書（製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業）		
年 月 日  財務事務所長 様	住 所	
	氏 名	⑩
	個 人 番 号	
	電 話 番 号	( ) -
静岡県過疎地域における県税の特例に関する条例第5条の規定により、次のとおり届け出ます。		
届出に係る事業税のもととなる所得の発生した年		年
新設し、又は増設した設備に係る事業の種類、事務所又は事業所の名称及び所在地	事 業 の 種 類	
	事 務 所 又 は 事 業 所 の 名 称	
	所 在 地	
当該設備を事業の用に供した日		年 月 日
当該設備を構成する減価償却資産（所得税法施行令第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額	種 類	取 得 価 額
	建 物 及 び そ の 附 属 設 備	円
	構 築 物	円
	機 械 及 び 装 置	円
	車 両 及 び 運 搬 具	円
	工 具 、 器 具 及 び 備 品	円
	船 舶 ・ 航 空 機	円
	合 計	円
本県分の課税標準額		ア 円
従業者の数	新設し、又は増設した設備に係る従業者の数（付表⑥）	イ 人
	本県内の事務所又は事業所に従事する従業者の数（付表⑦）	ウ 人
	比率（付表⑧） $\frac{イ}{ウ}$	エ
課税免除の対象となる課税標準額 $ア \times エ$		オ 円
税 率		カ $\frac{\quad}{100}$
免除を受ける税額 $オ \times カ$		キ 円

（注） この届出書は、課税免除を受ける年ごとに提出してください。

様式第2号（その2）（第2条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

個人の事業税の課税免除届出書（畜産業又は水産業）		
年 月 日  財務事務所長 様	住 所	
	氏 名	⑨
	個 人 番 号	
	電 話 番 号	( ) -
静岡県過疎地域における県税の特例に関する条例第5条の規定により、次のとおり届け出ます。		
届出に係る事業税のもととなる所得の発生した年		年
過疎地域内における事業の種類、事務所又は事業所の名称及び所在地	事 業 の 種 類	
	事 務 所 又 は 事 業 所 の 名 称	
	所 在 地	
労働日数等	本人及びその同居の親族によって事業を行った延べ労働日数（付表⑨）	ア 日
	事業を行った延べ労働日数（付表⑨+⑩）	イ 日
	比率（付表⑪） $\frac{\text{ア}}{\text{イ}}$	ウ
本県分の課税標準額		エ 円
税 率		オ $\frac{\quad}{100}$
免除を受ける税額 $\text{エ} \times \text{オ}$		カ 円

（注） この届出書は、課税免除を受ける年ごとに提出してください。

様式第2号付表（用紙 日本工業規格A4縦型）

1 従業者の数の明細（製造の事業、農林水産物等販売業又は旅館業の場合）

年 項目 新增設備の名称	年 月 日から 年 月 日まで													計	分割基準適用後の年の末日の数値	
	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末				
新設し、又は増設した設備に直接従事する従業者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	①	人
新設し、又は増設した設備に係る事務職員等の数															②	
新設し、又は増設した設備に直接従事する従業者の数															③	
新設し、又は増設した設備に係る事務職員等の数															④	
本県内に有する事務所等に 従事する従業者で上記以外のものの数															⑤	
新設し、又は増設した設備に係る従業者の数	①+③													⑥	人	
本県内に有する事務所等に 従事する従業者の数	①+②+③+④+⑤													⑦	人	
比 率	$\frac{⑥}{⑦}$													⑧		

2 労働日数の明細（畜産業又は水産業の場合）

年 項目	年 月 日から 年 月 日まで													計	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
本人及びその同居の親族によって 事業を行った延べ労働日数	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	⑨	日
雇用されている者の 延べ労働日数														⑩	
比 率	$\frac{⑨}{⑨+⑩}$													⑪	

様式第3号（第2条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

不動産取得税の課税免除届出書			
年 月 日  財務事務所長 様	住所又は所在地		
	氏名又は名称	⑩	
	個人番号又は法人番号		
	この届出に応答する係及び氏名	電話番号（ ） ー	
静岡県過疎地域における県税の特例に関する条例第5条の規定により、次のとおり届け出ます。			
新設し、又は増設した設備に係る事業の種類、事務所又は事業所の名称及び所在地	事業の種類		
	事務所又は事業所の名称		
	所在地		
当該設備を事業の用に供した日		年 月 日	
当該設備を構成する減価償却資産（所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額	種類	取得価額	
	建物及びその附属設備	円	
	構築物	円	
	機械及び装置	円	
	車両及び運搬具	円	
	工具、器具及び備品	円	
	船舶・航空機	円	
	合計	円	
課税免除の適用を受ける税額等に関する事項	土地又は家屋の区分	土地	家屋
	課税状況	課税・未課税	課税・未課税
	課税年度		
	税額	円	円

特別償却設備の用に供する土地及び家屋

土地又は家屋の区分	土地	家屋
所在地		
地番又は家屋番号		
地目又は種類及び構造		
地積又は床面積		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     うち特別償却設備の用に供する土地の地積又は家屋の床面積                 </div>		
取得の方法		
取得年月日		
取得した土地を敷地とする家屋の建設着手年月日		/

様式第4号（第2条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

固定資産税の課税免除届出書		
年 月 日  財務事務所長 様	住所又は所在地	
	氏名又は称	⑩
	個人番号又は法人番号	
	この届出に応答する係及び氏名	電話番号（ ） -
静岡県過疎地域における県税の特例に関する条例第5条の規定により、次のとおり届け出ます。		
新設し、又は増設した設備に係る事業の種類、事務所又は事業所の名称及び所在地	事業の種類	
	事務所又は事業所の名称	
	所在地	
当該設備を事業の用に供した日		年 月 日
当該設備を構成する減価償却資産（所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額	種類	取得価額
	建物及びその附属設備	円
	構築物	円
	機械及び装置	円
	車両及び運搬具	円
	工具、器具及び備品	円
	船舶・航空機	円
	合計	円
課税免除の適用を受ける税額等に関する事項	課税状況	課税 ・ 未課税
	課税年度	
	税額	円